七飯町 第30号 農業委員会だより

令和８年10月発行

★編集・発行：七飯町農業委員会事務局（役場内）
〒041－1192　七飯町本町６丁目１番１号
電話番号：65－2519

★編集委員　杉村　久悦／輪島　正一
宮田　学／神　秀子
阿部　貴志

新たな体制で

七飯町農業委員会
会長　杉村　久悦

日頃より農業委員会の業務推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、農業委員会は今年の７月20日より新体制へと移行しております。今後も適正な農地行政に努め食糧・農業・農村を守り、その健全な発展に寄与して参ります。

農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加、農業資材等の高騰など、依然として厳しい状況が続いております。一方で、地域農業を守り、次世代へつないでいくことは、農業委員会に課せられた大切な使命であります。

新体制におきましては、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局が互いに連携し、農地の有効利用、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などに取り組んでまいります。

農業者の皆様、関係機関の皆様におかれましては、これまでと変わらぬご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

農業委員会総会開催予定

総会は、農業委員会が処理すべき事項を審議あるいは協議し決定する場で、通常月１回開催されます。

総会名	開　催　日	開催場所	許可申請等締切日	現況調査
第５回	令和８年10月23日(金)	農業委員会会議室	10月　9日(金)	10月16日(金)
第６回	令和８年11月24日(火)	農業委員会会議室	11月10日(火)	11月17日(火)
第７回	令和８年12月21日(月)	役場101会議室	12月　7日(月)	12月14日(月)
第８回	令和９年　1月22日(金)	農業委員会会議室	1月　8日(金)	1月15日(金)
第９回	令和９年　2月24日(水)	農業委員会会議室	2月10日(水)	2月17日(水)
第10回	令和９年　3月24日(水)	農業委員会会議室	3月10日(水)	3月17日(水)

※日程は都合により変更となる場合があります。最新情報は農業委員会事務局（☎65－2519）までお問い合わせください。

農業委員会総会で決まったこと

第33回　令和８年２月26日総会から
第３回　令和８年８月26日総会まで

内　　容	件　数
売買　（３条）	８件
賃貸借　（３条）	１件
売買　（促進計画）	３件
賃貸借　（促進計画）	２３件
使用貸借　（促進計画）	１件
合意解約	１１件
転用　（許可）	２件
現況証明	１６件

（お知らせ）
全国農業新聞の購読について
暮らしと経営に活きる情報
全国農業新聞
毎週金曜日にお届けします
全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する「週刊」農業総合専門誌です。
◆毎週金曜　発行
◆購読料は月額900円（年間10,800円）
※購読料は令和8年4月から月額700円から900円に改定になりました。
※購読の申込み手続きなど、詳しくは農業委員会事務局（☎65−2519）までお気軽にお問い合わせください。

農地は一度耕作をやめ数年経てば、原形が分からないほどに荒れてしまいます。

所有農地を耕作・管理できない場合には、あっせん申出や機構の活用等、他の農業者との売買や賃貸借をマッチングさせる方法がありますので、農業委員会事務局までご相談ください。

あっせん情報（令和８年８月時点）

■貸したい
・桜町（畑）３件
・鳴川（畑）１件
・緑町（畑）１件
・大中山（畑）２件
・中野（田）２件（畑）２件
・中島（畑）１件
・鶴野（田）３件
・上藤城（田）１件（畑）５件
・藤城（畑）１件
・仁山（田）２件（畑）１件
・大沼町（田）１件

■売りたい
・桜町（田）３件（畑）１件
・鳴川（畑）４件
・緑町（田）５件（畑）６件
・飯田町（田）２件
・大中山（畑）21件
・大川（畑）７件
・中野（田）１件
・中島（田）４件
・豊田（田）２件
・鶴野（田）４件
・上藤城（畑）５件
・藤城（畑）１件
・仁山（田）２件（畑）１件
・大沼町（田）１件

■借りたい（田）２件（畑）３件
■買いたい（田）８件（畑）２件

活動報告

農地パトロールの実施（農地利用状況調査）

町内一円
令和８年８月17・18・20・21日

本年度も８月をパトロール月間に設定し、遊休農地や農地の違反転用の実態を把握するため、農地の利用状況を確認しました。

農業委員会では、農地の効率的利用と遊休化解消を図るため、年一回農地の「利用状況調査」を実施しています。この調査で、遊休農地や違反転用地の所在等を確認しています。

今後も適正な農地利用のお願いや指導などに取り組んでいきます。また、利用状況調査の結果、耕作されていないように見受けられた農地の所有者に対して「利用意向調査」を行い（文書で発送）、今後の農地の利用意向について確認しますので、農地所有者皆様のご理解・ご協力をお願いします。

お願い　農地の保全管理について

耕作放棄地・遊休農地などで管理が放棄され、雑草が繁茂している箇所が多く見受けられます。このような状況を一因に、周辺環境への影響や害虫の発生による農作物の被害の拡大、枯草による火災の発生等が懸念されます。個々が所有する農地については、自らの責任において管理（除草）することが義務付けられておりますので、周辺農地の迷惑とならないよう、草刈り等の実施をお願いします。

また近年、突発的な集中豪雨などが増えておりますが、農地からの土砂流出による事故等を未然に防止するため、農地所有者及び耕作者の皆様は次のことにご留意ください。

①傾斜のある畑では、横うね耕作や下側に素掘りを掘るなどの対策を講じ、公道への土砂流出防止に努めてください。

②道路敷地近くまで耕作している畑では、豪雨時に道路まで土砂が流出している畑が見受けられますので、適正に管理し土砂流出防止に努めてください。

③長さのある畑では適切な間隔で水切りを行い、土砂流出防止に努めてください。

④土のう、または農地からの排出石材を袋に詰め出入り口に並べるなど、土砂流出防止に努めてください。

⑤側溝等の泥上げやゴミ等の取り除きについても、適正に管理するようお願いいたします。

※管理責任等に過失や瑕疵等があると認められた場合、賠償請求等が行われる可能性があります。以上の点について十分ご理解いただき、適正な農地管理をお願いいたします。

農地転用等について

〈農地を転用する場合には許可又は届出が必要です〉

耕作道や作業場所として利用するために農地の一部へ砂利を入れたり、農業用倉庫や仮設事務所を設置する等、農地を耕作以外の目的で使用する場合には、事前に農業委員会の許可が必要です。また、土地改良目的のために農地へ客土を入れる場合にも事前に届出が必要になります。

〈農地法第４条と５条の違いについて〉

・農地法第４条とは、所有者自らが転用する場合で、農地転用の許可申請は所有者が自ら行います。

・農地法第５条とは、所有者以外の方が転用し、所有権の移転又は賃貸借等の権利を設定する場合で、許可申請は転用する方（転用事業者）と所有者が連署して行います。

※農地法第４条・５条ともに行政書士の方へ書類の作成及び申請を依頼することは可能です。

〈手続きの流れ〉

農地転用については、それぞれの申請を農業委員会総会で審議した後に、北海道農業会議に意見聴取し、その結果を踏まえて農業委員会で決定します。

なお、仮設事務所の設置等、農地以外の目的で農地を一時的に使用する場合にも（一時転用の）許可が必要です。

転用の予定がある場合は事前に農業委員会にご相談ください。